

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の報告

- (1) 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する
条例の一部改正に向けたパブリックコメントの実施について

資料1 地域包括支援センターについて

資料2 パブリックコメントについて

参考資料 地域包括支援センターパンフレット

令和元年6月21日

健康福祉局

(1)概要

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として市町村が設置する。

(介護保険法第115条の46)

(2)役割 介護保険法で定める包括的支援事業等の実施等

- ①総合相談・支援事業 (高齢者の福祉・医療・介護全般の相談窓口、家族への支援)
- ②権利擁護事業 (財産管理、高齢者虐待対応、消費者被害の防止)
- ③介護予防ケアマネジメント事業 (要支援1・2と認定された方等へケアプラン作成)
- ④包括的・継続的ケアマネジメント事業 (ケアマネジャーへの支援、地域のネットワークづくり支援、地域活動支援等)

(3)設置数

49箇所 (社会福祉法人、医療法人等25法人)

(4)人員体制(現行)

職種等	要件	員数
保健師	常勤専従かつ原則として正規職員であること	1名
社会福祉士	常勤専従かつ原則として正規職員であること	1名
主任介護支援専門員	常勤専従かつ原則として正規職員であること	1名
非常勤職員	非常勤専従の職員	1名
地域支援強化要員	常勤もしくは非常勤専従の職員	1名

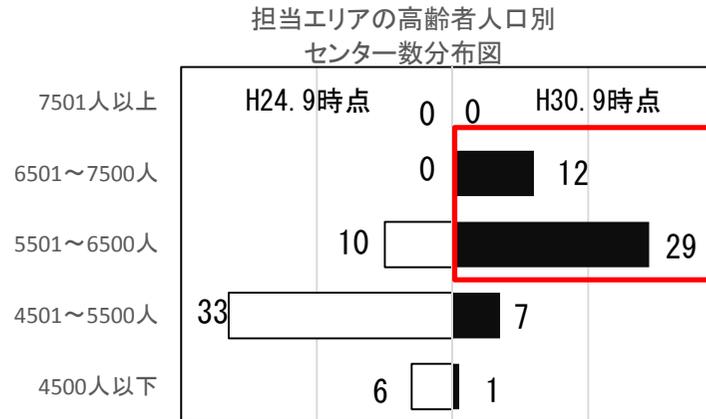
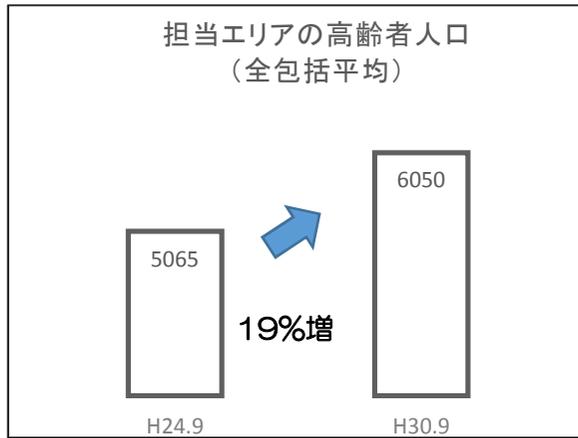
} 3 職種

※上図の人員の他、前年度9月末日現在における地域包括支援センターの担当地域の高齢者人口が**5,500人を超えたセンターは、3職種のいずれか1名を増員**する。(平成27年4月～)

※国基準－3,000人以上6,000人未満ごとに3職種をそれぞれ1名配置。

本市の現状①高齢者人口の増加

高齢化の進展により、平成30年9月時点で本市の高齢者人口は約29万7千人で、地域包括支援センター担当エリアの高齢者人口も、平成24年度時点と比較して、1包括あたり1,000人近く増加しており、担当エリアの高齢者人口が5,500人を超える包括が大幅に増えている。これにより増員要件が適用されるセンターが80%を超えており、更なる人口増に対応するための仕組みが必要となっている。

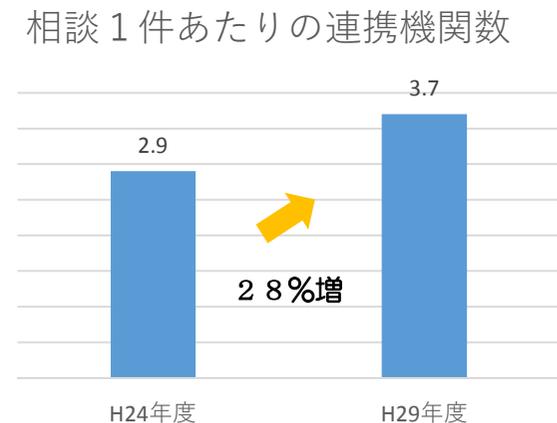
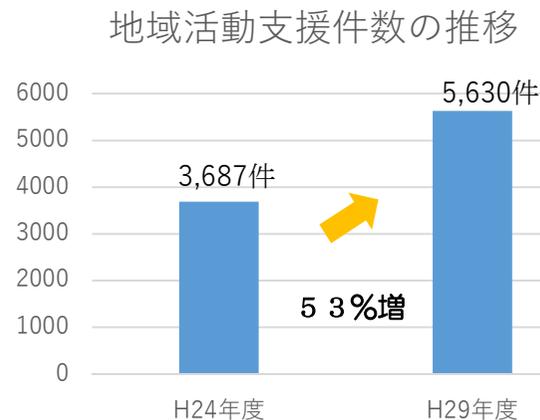
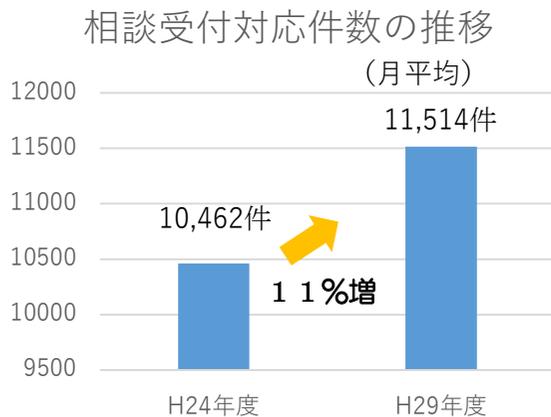


増員要件である5,500人を超えるセンターが8割超

※令和2年度には少なくとも2センターで7,500人を超える見込み

本市の現状②センターの業務量増加

センターの業務量はH24年度と比べ、H29年度は相談受付対応件数、サロンや公園体操、会食会などの地域活動支援件数、相談1件当たりの連携機関数ともに増加している。連携機関としては、介護支援専門員、医療機関との連携が増えている。



本市の課題と今年度の対応

本市の課題
①高齢者人口の増加に伴う相談支援件数、業務量の増加
②複合的な課題を持つ世帯、困難ケースの増加
③地域支援強化要員の役割に対して人員体制が不十分
④個別支援に追われ、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に十分に取組めていない



令和元年度の対応
①②③ 地域支援強化要員の常勤化 ＝センターの地域支援事業機能を強化
④ 専門機関ネットワーク会議を新設 ＝介護支援専門員への支援、環境整備

課題に対する今後の取組

将来的な相談支援体制維持のため更なる人口増に対応する体制強化【令和2年度実施】

「地域包括支援センターの担当エリアの高齢者人口が7,500人を超えた場合に三職種のいずれか1名をさらに増員」

⇒川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部改正

今後のスケジュール

	平成30年度		令和1年度				令和2年度
	4月～11月	12月～3月	4月～5月	6月～7月	8月～11月	12月～3月	4月～
3職種増員	体制強化の検討 ・区センター連絡会議 ・包括業務検討委員会 ・市包括運営協議会					法人説明	体制強化
条例改正手続き (川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例)				●6月下旬委員会報告			
				パブコメ 6/24～7/23		●8月下旬委員会議案説明 ●9月初旬議案提出	
						●10月公布	

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に
関する条例の一部改正について
～市民の皆様の意見を募集します～

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部改正に向けて、市民の皆様のご意見を募集するため、パブリックコメントを実施します。

1 意見の募集期間

令和元年6月24日（月）から令和元年7月23日（火）

※ 郵送の場合は、当日消印有効です。

※ 持参の場合は、7月23日（火）の17時15分までとします。

2 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各支所・出張所、市民館・図書館、健康福祉局地域包括ケア推進室

3 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所またはメールアドレス）を明記のうえ、次のいずれかの方法によりご提出ください。

（1）電子メール

川崎市公式ウェブサイトの「意見公募（パブリックコメント）のページ」にアクセスし、ウェブサイト上の案内に従って専用フォームをご利用ください。

（2）郵送または持参

ア 郵送の場合 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
健康福祉局地域包括ケア推進室地域包括支援担当 行

イ 持参の場合 川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階
健康福祉局地域包括ケア推進室地域包括支援担当

（3）FAX

FAX 番号：044-200-3926

4 注意事項

（1）お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理または要約したうえで、ご意見とそれに対する市の考え方を取りまとめて、市のホームページ等で公表します。ご意見に対する個別回答は致しませんので、ご了承ください。

（2）お電話や口頭でのご意見は、お受けできませんので、ご了承ください。

- (3) ご記載いただきました個人情報については、提出されたご意見を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

5 問い合わせ先

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域包括支援担当

電 話 044-200-2681

FAX 044-200-3926

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の背景

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村が設置する機関になります。地域包括支援センターの職員配置については、介護保険法施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、市町村が条例で定めることとされています。

規則の規定に加え、川崎市では高齢者人口の増加に対応するため、川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の制定時に独自の基準として、一の地域包括支援センターが担当する区域（以下「担当区域」という。）における第1号被保険者の数がおおむね5,500人を超える場合については、保健師、社会福祉士、介護支援専門員（以下「3職種」という。）に加え、3職種のいずれか1人を加えた員数を配置することとしています。

しかしながら、更なる高齢化の進展により、平成30年9月時点において、増員規定が適用される地域包括支援センターが全体の8割を超えている状況であり、更なる高齢者人口の増加に対応するための体制構築が必要です。

今後、地域包括支援センターに求められる役割がこれまで以上に大きくなることが見込まれることから、川崎市における地域包括ケアシステムの構築及び推進がより円滑に行われるよう、さらなる高齢者人口の増加に対応するための体制構築が必要になります。

2 条例の改正内容

増員規定に加え、担当区域における、第1号被保険者の数が概ね7,500人を超える場合について3職種職員のいずれか1名を加えた員数を配置する規定を新たに設けます。

3 施行期日

令和2年4月1日

中原区

名称	所在地・連絡先	担当地域
すみよし	中原区木月祇園町2-1 TEL 455-0980 FAX 455-0883	木月住吉町、苅宿、大倉町、西加瀬、木月、木月大町、木月伊勢町、木月祇園町、井田三舞町
こだなか	中原区上小田中3-21-20-101 TEL 798-2332 FAX 755-5656	下新城、新城町、新城、上新城、上小田中
ひらまの里	中原区上平間611-1 TEL 544-4012 FAX 544-3961	上丸子山王町、上丸子、下沼部、中丸子、上平間、田尻町、北谷町
みやうち	中原区宮内1-25-1 TEL 740-2814 FAX 740-2816	上丸子八幡町、新丸子町、丸子通、上丸子天神町、宮内、等々力、小杉陣屋町、小杉御殿町
いだ	中原区井田2-27-1かわさき総合ケアセンター内 TEL 751-6661 FAX 751-6385	井田中ノ町、井田、井田杉山町、下小田中
とどろき	中原区今井上町1-37 常田ビル201 TEL 281-3666 FAX 281-3616	新丸子東、市ノ坪、小杉町、今井南町、今井仲町、今井西町、今井上町

高津区

名称	所在地・連絡先	担当地域
わらく	高津区千年141 TEL 799-7951 FAX 799-7952	千年新町、千年、子母口、明津
すえなが	高津区末長1-3-13 TEL 861-5320 FAX 861-6194	末長、新作
陽だまりの園	高津区諏訪2-10-15 TEL 814-5637 FAX 814-5636	二子、瀬田、諏訪、北見方、下野毛
溝口	高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階 TEL 820-1133 FAX 822-0500	溝口、久本、坂戸
ひさすえ	高津区久末453 TEL 797-6531 FAX 797-6540	蟹ヶ谷、久末、東野川、北野川
樹の丘	高津区久地4-19-1 TEL 820-8401 FAX 820-8402	宇奈根、久地、下作延
リ・ケア向ヶ丘	高津区向ヶ丘130-9 TEL 865-6238 FAX 865-6239	梶ヶ谷、上作延、向ヶ丘

宮前区

名称	所在地・連絡先	担当地域
みかど荘	宮前区野川1413 TEL 777-5716 FAX 777-1193	野川、梶ヶ谷
鷺ヶ峯	宮前区菅生ヶ丘13-1 TEL 978-2724 FAX 976-6470	水沢、潮見台、菅生ヶ丘、菅生、初山
富士見プラザ	宮前区野川2911 TEL 740-2883 FAX 777-3239	東有馬、有馬
レストア川崎	宮前区犬蔵2-25-9 TEL 976-9590 FAX 976-9591	鷺沼、土橋、犬蔵
フレンド神木	宮前区神木本町5-12-15 TEL 871-1180 FAX 877-2800	五所塚、平、白幡台、神木本町
宮前平	宮前区馬絹6-20-4 TEL 872-7144 FAX 852-3377	小台、宮前平、宮崎6丁目、馬絹
ピオラ宮崎	宮前区宮崎2-8-32 コスモ宮崎台102号 TEL 948-5371 FAX 948-5372	けやき平、南平台、神木、宮崎、宮崎1～5丁目

多摩区

名称	所在地・連絡先	担当地域
長沢壮寿の里	多摩区長沢2-11-1 TEL 976-9004 FAX 976-9672	東生田、枅形5～7丁目、東三田、三田、長沢
多摩川の里	多摩区中野島6-13-5 TEL 935-5531 FAX 935-3511	和泉、布田、中野島、生田1～3丁目
太陽の園	多摩区栗谷2-16-6 TEL 959-1234 FAX 959-1233	南生田、西生田、栗谷
菅の里	多摩区菅北浦3-10-20 TEL 946-5514 FAX 946-3432	菅、菅野戸呂、菅稲田堤、菅馬場1・2丁目、菅城下、菅北浦
しゅくがわら	多摩区宿河原6-20-19 TEL 930-5151 FAX 930-5911	宿河原3～7丁目、堰、長尾3～7丁目
よみうりランド花ハウス	多摩区菅仙谷4-1-4 TEL 969-3116 FAX 969-3112	菅馬場3・4丁目、寺尾台、菅仙谷、枅形1～4丁目、生田4～8丁目
登戸	多摩区登戸1763 ライフガーデン向ヶ丘2階 TEL 933-7055 FAX 933-7077	登戸新町、登戸、宿河原1・2丁目、長尾1・2丁目

麻生区

名称	所在地・連絡先	担当地域
柿生アルナ園	麻生区上麻生5-19-10 TEL 989-5403 FAX 988-9774	白山、王禅寺西5～8丁目、上麻生、上麻生5～7丁目、下麻生1丁目
栗木台	麻生区栗木台1-13-5 TEL 988-5160 FAX 981-5020	細山、金程、向原、栗平2丁目、栗木台、栗木、南黒川、黒川、はるひ野
虹の里	麻生区王禅寺963-26 TEL 986-4088 FAX 986-1027	王禅寺、虹ヶ丘、早野、王禅寺東3～6丁目、下麻生、下麻生2・3丁目
片平	麻生区片平1430 金井原苑内 TEL 986-4986 FAX 986-4646	片平、白鳥、五力田、古沢、岡上、栗平1丁目
百合丘	麻生区東百合丘3-2-7 TEL 959-6522 FAX 953-8485	高石4～6丁目、百合丘、東百合丘
新百合	麻生区上麻生3-14-20 つくしの里内 TEL 969-3388 FAX 969-0200	王禅寺西1～4丁目、王禅寺東1・2丁目、上麻生1～4丁目
高石	麻生区千代ヶ丘1-2-9 TEL 959-6020 FAX 959-6021	多摩美、高石1～3丁目、万福寺、千代ヶ丘

川崎市独自サービスの申し込み窓口です

次の川崎市独自サービスを利用する場合は、地域包括支援センターでの申込が必要です。

- 緊急通報システム
- 徘徊高齢者SOSネットワーク事業
- 高齢者外出支援サービス
- 要介護者生活支援ヘルパー
- 生活支援型食事サービス 他

川崎市

- 川崎市役所高齢・障害課
TEL 201-3080 FAX 201-3291
- 幸区役所高齢・障害課
TEL 556-6619 FAX 555-3192
- 宮前区役所高齢・障害課
TEL 856-3242 FAX 856-3163
- 大師地区健康福祉ステーション
TEL 271-0157 FAX 271-0128
- 中原区役所高齢・障害課
TEL 744-3217 FAX 744-3345
- 多摩区役所高齢・障害課
TEL 935-3266 FAX 935-3396
- 田島地区健康福祉ステーション
TEL 322-1986 FAX 322-1995
- 高津区役所高齢・障害課
TEL 861-3255 FAX 861-3249
- 麻生区役所高齢・障害課
TEL 965-5148 FAX 965-5206
- 健康福祉局地域包括ケア推進室
TEL 200-2681 FAX 200-3926

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 平成31年4月発行
(平成31年4月1日現在)

あなたの町の高齢者とその家族に関する身近な相談窓口

川崎市 地域包括支援センター



川崎市地域包括支援センターは…

高齢者のみなさんが、住みなれた地域で元気に暮らし続けることができるよう、
川崎市から委託を受けた法人が設置運営する、公的な相談機関です。
(介護保険財源により運営されています。)

地域包括支援センターへ いつでもお気軽にご相談ください。

相談は
無料です



2 みなさんの権利を守ります - 権利擁護業務

【お金・財産の管理、契約の不安についての相談】

- 成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用支援やあんしんセンターとの連携を行います

【高齢者虐待への対応】

- 高齢者への虐待の防止や家族等の介護者への支援を行います

【消費者被害(悪徳商法)の防止】

- 消費者行政センター等と連携し、情報提供等を行います

3 いつまでもお元気でいられるようお手伝いします - 介護予防ケアマネジメント事業

【介護予防ケアマネジメント】

- 要支援1・2と認定された方、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる方のケアプランを作成します

【健康維持のアドバイス】

- 住み慣れた地域ですこやかに生活していくために、健康づくりや介護予防についての支援をします

4 地域でみなさんを支えます - 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

【地域のネットワークづくり支援】

- 地域のケアマネジャーへの支援や、町内会・自治会、民生委員、医療機関、ケアマネジャー、行政等と連携して、高齢者のみなさんを支えていけるように、地域の連携・協体制づくりに取り組めます
- 高齢者の個別課題の解決に向けた検討や、検討を通じた地域の連携・協体制づくりを行うため、地域ケア会議を開催します

【地域活動への支援】

- ひとり暮らし会食やミニデイサービス等、ボランティア団体等への活動支援を行います

1 お気軽にご相談ください - 総合相談・支援事業

【高齢者の福祉・医療・介護全般の相談窓口】

- 高齢者のみなさんの生活や介護に関する相談をうかがい、一緒に解決方法を考えます
- 介護保険制度の説明、必要な方には介護保険申請のお手伝いをします
- 高齢者のみなさんに役立つ地域の情報収集・提供を行います

【ご家族への支援】

- 在宅介護の方法等についての助言をいたします
- 認知症についての相談をお受けします
- 福祉用具の紹介、使い方の助言をいたします

川崎市地域包括支援センター 一覧

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。(市外局番：044)

◆ 知り得た情報・秘密は、**厳守いたします。**
 ◆ **ご自宅へお伺い**して、ご相談に応じています。**お電話**でもご相談可能です。
 ※夜間・休日等窓口開設時間以外も、緊急の場合は相談を受け付けています。

川 崎 区		
名 称	所在地・連絡先	担 当地 域
し お ん	川崎区本町1-1-1 TEL 222-7792 FAX 222-7796	本町、櫻町、堀之内町、宮本町、東田町、砂子、駅前本町、富士見1丁目、宮前町、新川通、鈴木町、港町、旭町、境町
恒 春 園	川崎区小川町10-10 TEL 211-6313 FAX 223-1240	貝塚、南町、元木、池田、日進町、下並木、堤根、京町1・2丁目、小川町
大 島 中 島	川崎区中島2-3-2 TEL 201-8831 FAX 201-8834	富士見2丁目、中島、大島、大島上町
京 町	川崎区京町2-15-6 神和ビル3階 TEL 333-7920 FAX 333-7938	大川町、小田2～7丁目、浅田、京町3丁目、田辺新田、白石町
ビ オ ラ 川 崎	川崎区小田栄2-1-7 TEL 329-1680 FAX 322-2553	渡田、渡田向町、渡田東町、小田栄、渡田新町、渡田山王町、小田1丁目
桜 寿 園	川崎区桜本2-39-4 TEL 287-2558 FAX 287-2577	桜本、追分町、浜町、綱管通、田島町、浅野町、南渡田町、池上町、扇町、扇島
大 師 中 央	川崎区台町26-7 TEL 270-5112 FAX 287-5562	台町、大師公園、中瀬、四谷下町、四谷上町、観音、池上新町
藤 崎	川崎区藤崎4-20-1 矢口ビル1階 TEL 270-3215 FAX 270-5682	川中島、藤崎、伊勢町、大師駅前
大 師 の 里	川崎区日ノ出2-7-1 TEL 266-9130 FAX 266-9131	大師河原、東門前、昭和、大師町、大師本町、殿町、田町、江川、日ノ出、出来野、塩浜、小島町、浮島町、夜光、千鳥町、水江町、東扇島

幸 区		
名 称	所在地・連絡先	担 当地 域
幸 風 苑	幸区都町64-1 TEL 556-4355 FAX 511-3511	幸町、中幸町、堀川町、大宮町、柳町、南幸町、都町、神明町
夢 見 ケ 崎	幸区南加瀬1-7-14 TEL 580-4765 FAX 742-8040	小倉(小倉1-1以外)、南加瀬
か し ま だ	幸区新塚越201 ルリ工新川崎6階 TEL 540-3222 FAX 540-3220	古川町、新塚越、下平間、矢上、北加瀬、鹿島田
し ゃ ん ぐ り ら	幸区東小倉6-1 TEL 520-3863 FAX 520-3861	遠藤町、戸手本町、塚越、紺屋町、新小倉、新川崎、東小倉、小倉1-1
み ん な と 暮 ら す 町	幸区東古市場116-12 TEL 520-1905 FAX 520-1906	小向、小向東芝町、小向仲野町、小向町、小向西町、東古市場、古市場、古市場1・2丁目
さ い わ い 東	幸区戸手4-1-9 TEL 555-1411 FAX 555-1412	戸手、河原町